

第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(山梨東部森林計画区)

計 画 期 間 自 平成26年 4 月 1 日
 至 平成31年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり^{もり}等^りの面で高まる中、特に、地球温暖化の防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。

また、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているとともに、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行したところである。

従って、国有林野事業は、その目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林^{もり}」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業の再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むこととし、今後5年間の山梨東部森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、地域住民の理解と協力を得ながら、関係する国の地方部局、県、市町村等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、この計画に基づいて適切な管理経営を行うこととする。

山梨東部森林計画区の国有林野位置図



凡 例	
	森林管理署等界
	森林計画区界
	国有林野

目 次

I	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1	国有林野の管理経営の基本方針	1
(1)	森林計画区の概況	1
(2)	国有林野の管理経営の現況及び評価	1
ア	計画区内の国有林野の現況	1
イ	主要施策に関する評価	4
①	伐採量	4
②	保護林	4
(3)	持続可能な森林経営の実施方向	5
ア	生物多様性の保全	5
イ	森林生態系の健全性と活力の維持	5
ウ	地球的炭素循環への森林の寄与の維持	5
エ	社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	6
オ	森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	6
(4)	政策課題への対応	6
2	機能類型に応じた管理経営に関する事項	7
(1)	機能類型毎の管理経営の方向	7
ア	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項	9
イ	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項	9
(2)	地域ごとの機能類型の方向	9
3	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	10
(1)	民有林と連携した施業の推進	10
(2)	森林・林業技術者等の育成	10
4	主要事業の実施に関する事項	11
(1)	伐採総量	11
(2)	更新総量	11
(3)	保育総量	11
(4)	林道等の開設及び改良の総量	11
5	その他必要な事項	11
II	国有林野の維持及び保存に関する事項	12
1	巡視に関する事項	12
(1)	山火事防止等の森林保全管理	12
(2)	境界の保全管理	12
(3)	入林マナーの普及・啓発	12
2	森林病害虫の駆除又はそのまん延防止に関する事項	12

3	特に保護を図るべき森林に関する事項	12
(1)	保護林	12
(2)	緑の回廊	13
4	その他必要な事項	14
(1)	希少猛禽類の生息に関する事項	14
(2)	溪畔周辺の取扱いに関する事項	14
(3)	その他	14
III	林産物の供給に関する事項	14
1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	14
2	その他必要な事項	14
IV	国有林野の活用に関する事項	15
1	国有林野の活用の推進方針	15
(1)	レクリエーションの森	15
2	国有林野の活用の具体的手法	15
3	その他必要な事項	15
V	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	16
1	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	16
VI	国民の参加による森林の整備に関する事項	17
1	国民参加の森林に関する事項	17
2	分収林に関する事項	17
3	その他必要な事項	17
(1)	森林環境教育の推進	17
(2)	森林の整備・保全等への国民参加	17
VII	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	18
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	18
(1)	林業技術の開発	18
(2)	林業技術の指導・普及	18
2	地域の振興に関する事項	18
3	その他必要な事項	18

森林の管理経営に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 森林計画区の概況

本計画の対象は、山梨県の東部に位置し、相模川広域流域に含まれる国有林野 16ha である。

当計画区^{*}の国有林野は、富士山北東の裾野に広がる平坦地に位置し、優れた自然環境を有していることから、全域が富士箱根伊豆国立公園に指定されている。

林況^{*}は、寛永年間（1624～1643）に植栽記録が残るアカマツ林を起源とし、天然更新が繰り返された天然アカマツ林が国有林野の約 8 割を占め、貴重な植物群落を維持している。

このことから、大部分を植物群落保護林に設定しているほか、史跡名勝天然記念物にも指定されている。

また、平成 25 年 6 月に世界文化遺産に登録された構成資産「富士山城」の構成要素である吉田口登山道の後背地に位置していることから、将来に渡り保全・継承するため、平成 24 年 1 月に「^{すわのもり}諏訪森アカマツ林管理指針書」を作成し、適切な管理を行っていくこととしている。

(2) 国有林野の管理経営の現況及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成 25 年 3 月 31 日時点）は、人工林を中心とする育成林が 9 %（1.26ha（育成単層林^{*}））、天然生林^{*}が 91 %（12.75ha）となっている。（図－1－1、図－1－2 参照）

^{*}【山梨東部森林計画区】
全国で 158 の森林計画区があり、山梨県では、山梨東部、富士川中流、富士川上流の 3 森林計画区に区画されています。

^{*}【林況】
樹種、樹高、下層植生（森林の下層に生育している低木や草本類）の状況など、現在の森林の様子。

^{*}【育成単層林】
森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

^{*}【天然生林】
主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）

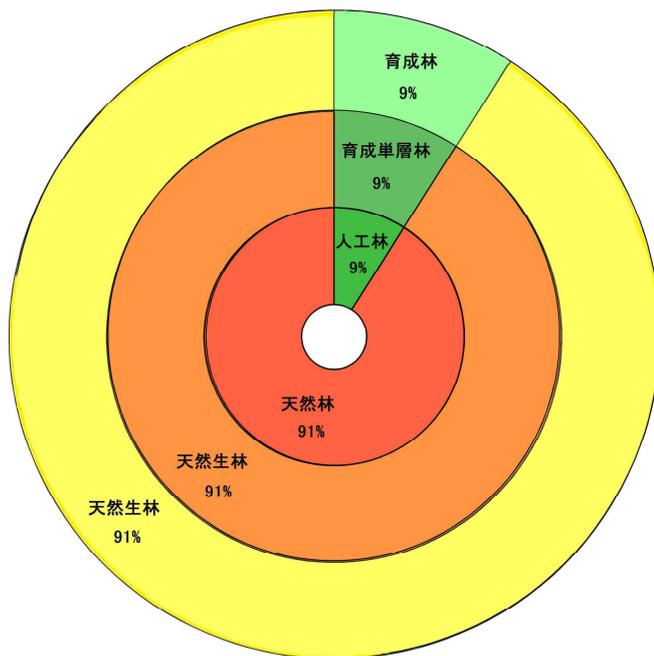
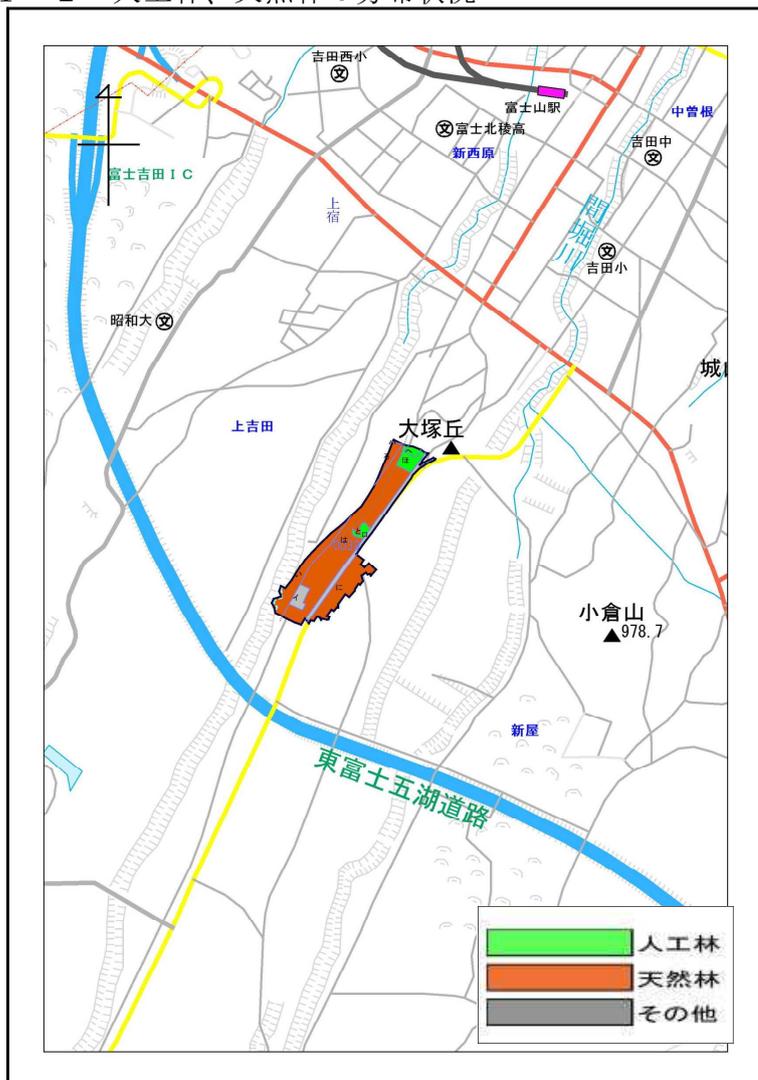
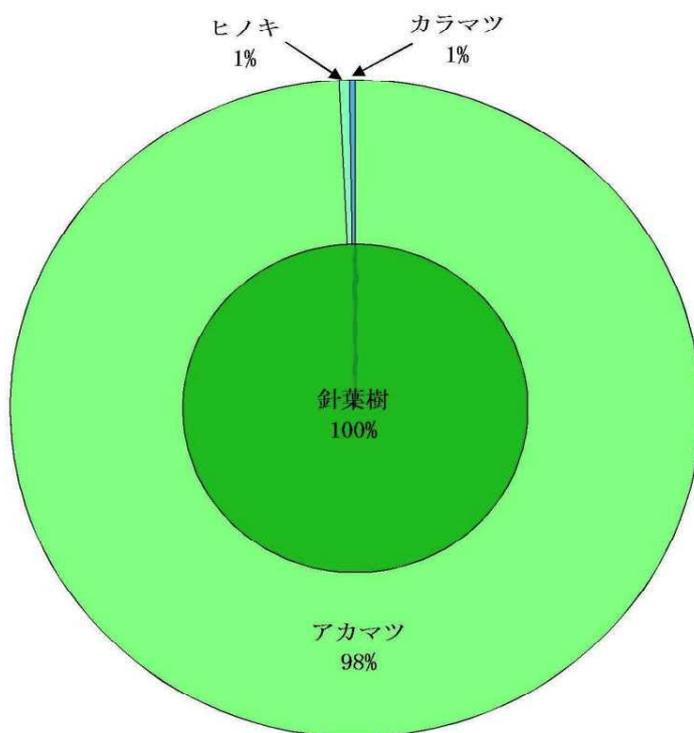


図-1-2 人工林、天然林の分布状況



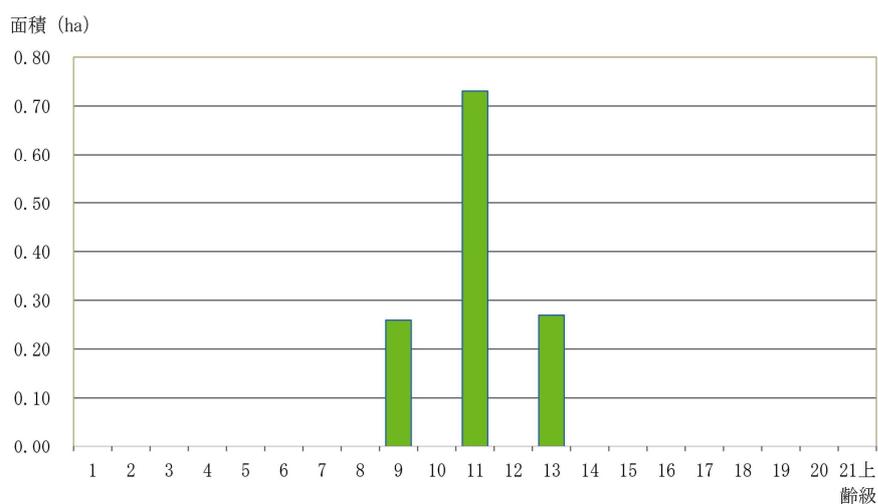
主な樹種別の材積を見ると、全て針葉樹であり、アカマツ 4 千 m^3 、ヒノキ 20 m^3 、カラマツ 10 m^3 となっている。(図-2 参照)

図-2 主な樹種構成 (材積比)



人工林について見ると、齢級^{*}構成(面積別)は、9 齢級以上の林分が 100 %となっている。(図-3 参照)

図-3 人工林の齢級構成



^{*}【齢級】

林齢(森林の年齢)を5年の幅でくくったものの。

1 齢級は 1 ~ 5 年生、
2 齢級は 6 ~ 10 年生、
10 齢級は 46 ~ 50 年生の森林などとなります。

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成 21 年度～平成 25 年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている（平成 25 年度は実行予定を計上した）。

① 伐採量

主伐^{*}は、松くい虫の被害対策として臨時伐採を計画したが、被害木が無かったので不実行となった。

間伐^{*}は、地球温暖化防止対策に寄与すべく積極的に実施した結果、計画量に対し 191%（材積）であった。

（単位：材積 m^3 ）

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	500	11 (0.27ha)	-	21 (0.27ha)

注) 1 () は間伐面積である。

2 前計画の主伐は松くい虫被害木の伐倒駆除等を見込んだ臨時伐採量である。

② 保護林^{*}

当計画区に設定してる保護林について、現状を把握するため森林や植物等の状況に関するモニタリング^{*}を実施した。

この結果、森林の構成に大きな変化はないことが確認されており、今後もアカマツ高齢木の保全に向け、取り組む必要がある。

（単位：面積 ha）

保護林の名称	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
植物群落保護林	1	11	1	11
計	1	11	1	11

③ レクリエーションの森^{*}

レクリエーションの森は、国民の保健・文化的利用上特に重要な区域として、①自然観察教育林、②森林スポーツ林、③野外スポーツ地域、④風景林、⑤風致探勝林、⑥自然休養林、⑦その他（レクリエーションの森施設）に種類分けし、広く国民に提供している森林である。

当計画区では、富士山吉田口登山道をレクリエーションの森施設に選定している。

^{*}【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

^{*}【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

^{*}【保護林】

P12 以降具体的に説明

^{*}【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

^{*}【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分^{*}に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林への指導やサポートを通じて森林・林業の再生に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス^{*}に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性^{*}の保全

（取組内容）

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、森林整備の推進により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 保護林の適切な維持・管理

イ 森林生態系^{*}の健全性と活力の維持

（取組内容）

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 松くい虫被害対策の実施
- ・ 山火事を防止するための巡視

ウ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

（取組内容）

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させる。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 天然林の適切な保全・管理

^{*}【機能類型区分】

P7 以降具体的に説明

^{*}【モントリオール・プロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

^{*}【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています。

^{*}【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

エ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林環境教育など森林と人とのふれあいの確保の場としてのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 森林環境教育の推進

オ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

上記ア～エに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」*の設置や計画策定に当たって地域住民等から意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP*等の充実による情報発信

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全等、地域から求められている国有林野への期待に応えていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
公益重視の管理経営の一層の推進	<p>【生物多様性の保全】 「諏訪森植物群落保護林」については、適切な保全に向け、モニタリング及び森林病虫害の被害防止対策を実施。</p> <p>【地球温暖化防止対策の推進】 森林吸収源対策として、間伐等の森林の適正な整備や木材利用等を推進。</p>

*【国有林モニター】
国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

*【ホームページアドレス】
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進等の面で多様化していることを踏まえ、地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」に区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表－1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林及び針広混交林等の林相の維持・改良等に必要な施業の結果、得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。

森林性猛禽類*の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、希少猛禽類の生息地の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生息・生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

*【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

表－ 1

機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位 面積：ha)

地域管理経営計画 における機能類型区分	国有林の地域別の森林計画 における公益的機能別施業森林	当計画区の 該当する森林の面積
自然維持タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (立地条件により区分する場合もある) 	14
森林空間利用タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (立地条件により区分する場合もある) 	1
機能類型区分設定外	・ 貸付地等が該当	1
合 計		16

本表に用いた略称

略称	正式名称
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	土地に関する災害防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生育・生息に資するために必要な管理経営を行うものとする。

また、貴重な野生動植物の生育・生息に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。

なお、本計画区における自然維持タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

自然維持タイプの面積 (単位：ha)

区分	自然維持タイプ	うち、保護林
面積	14	11

イ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

なお、本計画区における自然維持タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

森林空間利用タイプの面積 (単位：ha)

区分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面積	1	1

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区の国有林野は、富士山北東の裾野に広がる平坦地に位置し、諏訪森と呼ばれる一団地である。

当該地区は、寛永年間(1624～1643)に植栽記録が残るアカマツ林が、貴重な植物群落を維持していることから、主として自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

3 森林の流域管理システム[※]の下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、県、市町村等と連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

(1) 民有林と連携した施業の推進

民有林と連携した施業を一層推進するため、民有林・国有林が一体となった諏訪森アカマツ林の効率的な保全対策に積極的に取り組む。

(2) 森林・林業技術者等の育成

地域の森林・林業の牽引者となる森林総合監理士（フォレスター）等の資格を持つ国有林野事業職員が、これまでの専門的な知識・技術と現場経験も活かして市町村森林整備計画の策定支援等を行う取組を推進する。

また、林業技術等の普及・啓発や民有林の人材育成支援のため、各種研修フィールドとして国有林野を活用する。

[※]【流域管理システム】
流域を単位として、森林の所有形態の別なく民有林・国有林が連携して、地域の特色に応じた森林整備・林業生産等を行うシステムです。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採は、松くい虫被害対策として行うものを見込んでおり、臨時伐採として扱うこととし、その計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量* (単位：m³)

区分	主伐	間伐	計
計	—	— (—)	500 《500》

- 注) 1 ()は、間伐面積(ha)。
2 計欄の《 》は、臨時伐採量*で内書き。
3 計は、主伐、間伐及び臨時伐採量の合計。

(2) 更新総量

該当なし

(3) 保育総量

該当なし

(4) 林道等の開設及び改良の総量

該当なし

5 その他必要な事項

特になし

*【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上しています。

*【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区の国有林野は、植物群落保護林が大部分を占め、貴重な森林であること、富士五湖周辺の観光地に在り森林への入込者多い。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、地元自治体、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、山火事の防止、廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、人里に近い境界がほとんどであるため、主に人為的活動から境界標識が亡失するおそれがあるため、巡検*等に努めるなど、今後とも境界の適切な保全管理を実施することとする。

(3) 入林マナーの啓発・普及

近年、森林との積極的なふれあい志向を背景に、国有林野への入林者が、増加傾向にある。これに伴い、ゴミの投げ捨て等が大きな問題となっている。また、近年、廃棄物の不法投棄が行われているため、これらの早期発見や未然防止が必要である。

このため、地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病害虫*の駆除又はそのまん延防止に関する事項

松くい虫被害に対しては、民有林関係者と連携を図りつつ、早期発見に努めるとともに、被害木の伐倒駆除等により、まん延防止に努めることとする。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林*

保護林は、野生動植物の生育・生息の状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では1箇所、11haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設けて統一した調査項目を設定し、モニタリングを実施しているところである。今後は、モニタリング結果の蓄積及び分析を行い、その結果によっては、自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理す

*【巡検】

国有林野と隣接する民有地との境界に設置された標識等の現況について確認する行為です。

*【森林病害虫】

樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松くい虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類等とされています。

*【保護林】

国有林内の貴重な生態系及び自然環境の保護等を目的に設定するもので、その目的及び趣旨により「森林生態系保護地域」「森林生物遺伝資源保存林」「林木遺伝資源保存林」「植物群落保護林」「特定動物生息地保護林」「特定地理等保護林」「郷土の森」に区分します。

ることとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取扱いについては、前述の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為は、これに関わらず行うことができるものとする。

また、立入を可能とする区域においては、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所について、標識の設置、歩道の整備等に努めるとともに、学習の場等として国民が利用できるよう努めるものとする。

さらに、学術研究の対象として要請のある場合は、フィールドの提供等に積極的に協力する一方、調査・研究の成果等が森林管理に反映されるよう努めることとする。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
植 物 群 落 保 護 林	1	11
総 数	1	11

ア 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採を行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう、特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要な効果的であると認められるときは、まき付け、植込み、刈出し、除伐等を行う。
- ④ 松くい虫をはじめとする森林病虫害等の諸被害状況を注視するとともに、樹幹注入等被害防止の対策を講じる。

(2) 緑の回廊

該当なし

4 その他必要な事項

(1) 希少猛禽類等の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、生息環境及び餌動物の生息環境が大きく影響する。

このため、希少猛禽類の生息地等の具体的な情報については、職員等による調査、既存の調査結果の収集、学識経験者や地元自然保護団体等からの提供を受ける取組により把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、猛禽類と林業との共生に取り組むこととする。

(2) 溪畔周辺の取扱いに関する事項

該当なし

(3) その他

希少性の保護や移入種の侵入防止の取組については、有識者、関係機関、地域住民等とも連携を図りながら行うこととする。

III 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の国有林野面積の約70%が、植物群落保護林に指定されていることから、木材の計画的な供給は困難であるが、間伐等を行う場合には、その情報提供等に努めることとする。

2 その他必要な事項

特になし

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区の諏訪森アカマツ林は、富士箱根伊豆国立公園、及び史跡名勝天然記念物に指定されるとともに、富士山世界文化遺産に登録された構成資産「富士山城」の構成要素である吉田口登山道の後背地に位置していることから、適切な保全・管理を行う必要がある一方、遊歩道等が整備され入林しやすいことから、これら森林資源を活用し、教育文化等、多様な国有林野の利用に応じることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図ることとする。

(1) レクリエーションの森

レクリエーションの森は森林空間利用タイプのうち、自然景観、森林の保健・文化・教育的利用の現況及び将来の見通し地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定することとする。

当計画区では、富士山吉田口登山道がレクリエーションの森施設敷として設定しており、植物群落保護林及び史跡と一体となって優れた自然景観を提供している。

レクリエーションの森の管理経営については、I-2-(1)の森林空間利用タイプによるほか、個別に作成する管理経営方針書によることとする。

また、施設の整備は、風致の保護、国土及び自然環境の保全等に配慮するとともに、レクリエーション利用の目標に合致した施設を整備することとし、法令により制限のある場合には所定の手続きを行うこととする。

種 類	箇所数	面 積(ha)
その他レクの森施設敷	1	1
総 数	1	1

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

(1) 道路等公共用地等一貸付、売払等

3 その他必要な事項

特になし

V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者による施業が十分に行われていないものが見られ、その位置関係により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、次の要件を備えた箇所において公益的機能維持増進協定を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

- (1) 国有林野に隣接又は介在し、単独では効率的な森林経営をなし得ない民有林であること
- (2) 市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林の区域内であること
- (3) 森林の利用を不当に制限するものでないこと
- (4) 協定を締結しようとする区域内に存する民有林又は当該区域に近接する民有林において、県が行い又は行おうとしている治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること

VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

該当なし

2 分収林^{*}に関する事項

該当なし

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理事務所等主催による児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

Ⅶ その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

特になし

(2) 林業技術の指導・普及

林業技術の指導・普及と併せて、森林管理事務所等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポートなど国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するように努めることとする。

3 その他必要な事項

特になし